

自主調査研究報告 [継続報告]

北海道港湾における管理能力向上に関する研究 (継1B-2-④)

大分類 継1B

中分類 継1B-2

1. 目的

北海道の港湾管理体制は、苫小牧港及び石狩湾新港の管理組合形式を除き、市及び町による管理となっている。港湾管理者が担務する内容は、港湾運営に係る様々な行政事務、港湾施設の維持管理などに加えて、最近では国土強靱化やBCP等の防災対策の立案及び運用など多岐にわたっている。しかしながら、近年の財政状況のひっ迫に加え、職員特に港湾行政に精通した技術者不足が恒常化していることから、港湾管理・運営が十分に行えているとは言い難い状況にある。

このような状況において、港湾管理者が適正な港湾管理を実施する際に直面している諸課題を調査するとともに、当センターが培ってきた北海道港湾のハード・ソフトにかかる様々なノウハウ等を活かし、国(北海道開発局)などとも連携を図りながら、港湾管理者への支援方策を検討することを本研究の目的とする。

2. 実施内容

(1)研究全体の実施内容

本研究の実施期間は令和3年度から5か年とし、全体の実施内容を以下に示す。

- ・道内の港湾管理の実態及び課題の把握
- ・支援課題の選定
- ・支援方策の検討
- ・具体的な支援(事例集や手引書の作成、アドバイザー派遣)

(2)令和4年度の実施内容

令和4年度に実施した調査結果を以下に示す。

- ・港湾管理者が抱えている課題の調査(重要港湾以上の港湾管理者(2港)、地方港湾の港湾管理者(3港)へのヒアリング調査):港湾管理者は、①港湾施設の補修及び施設点検に費用を要し、その確保に苦慮していること、一方で②定期点検に直轄の支援を受けている管理者もいることが判明した。また、港湾施設の定期点検内容について、国は点検診断ガイドライン(R2改訂)の中で簡易な点検方法の事例を紹介しているが、③港湾管理者が点検方法をどこまで簡略化してよいか判断できないことが判明した。
- ・港湾施設の定期点検に関する港湾系コンサルタントへの実態調査(5社):①港湾管理者が直営で点検する施設では、既に維持管理計画書の変更が行われ、簡易型の調査に移行した施設が多いが、②民間に調査を委託する施設では、維持管理計画書の変更が行われておらず、従来通りの点検が行われていることが判明した。
- ・港湾管理者及び港湾系コンサルタントへのヒアリング調査結果より、現行の港湾施設の点検診断に関する実態とガイドラインの改善に向けた課題を整理した。

3. 今後の対応

令和4年度の調査結果を踏まえ、令和5年度は以下の調査を行う予定である。

- ・港湾の施設の維持管理に関連する制度および指針類の整備状況について取りまとめ、維持管理指針類の運用に係る課題を整理
- ・港湾における点検診断ガイドラインの改訂に

向け、北海道から点検診断の実態、点検診断の改善方策等に関する要望、課題をとりまとめ、国に報告する。

・ R 5 において点検診断ガイドラインが改訂さ

れた場合、それらを基に道内の港湾管理者にガイドラインの変更内容について、点検診断の実施方法等の説明会を開催する。